

日本地方政治学会・日本地域政治学会 学会研究奨励賞規程

第1条（趣旨）

日本地方政治学会・日本地域政治学会は、会員の研究活動を奨励し顕彰するとともに、学会を通じた研究活動を活性化するために、「学会研究奨励賞」を設ける。

第2条（対象）

前条の目的のため、以下の条件を満たす著書・論文を審査の対象とする。

- 1 前年度に出版された単著、もしくは学会誌、学術書に掲載された単著論文であること。
- 2 論文の著者が、投稿の時点で次のいずれかの条件を満たすこと。
 - (1) 年齢が40歳以下である。
 - (2) 無期雇用契約（テニユア）の研究職についていない。
- 3 前項の条件を充足することの確認は、論文投稿申込書の確認欄を通じて行う。記載事項が事実と反する場合、当該会員は受賞資格を失う。
- 4 すでに本賞を受賞した経験のある者は、審査対象から除外する。

第3条（推薦）

学会研究奨励賞の候補となる著書・論文は、自薦または本学会会員の推薦によるものとする。推薦者（自薦の場合は本人）は、所定の推薦書を、推薦する著書・論文の原本または抜刷またはその写し3部とともに、定められた期日までに本学会理事長に提出しなければならない。

第4条（選考の頻度と人数）

毎年1回、若干名を選考する。

第5条 選考委員会の設置

理事会は、対象となる著書・論文を審査するために選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、本規程に基づいて受賞候補者を選考し、理事会に推薦する。
- 3 理事会は、会員のなかから3名（理事1名以上を含む）を選考委員に任命する。
- 4 選考委員は選考委員長を互選する。委員長は委員会の運営を主に担い、理事会に対して必要に応じて審議状況を報告するほか、委員会の運営に必要な事項を提案する。

第6条 受賞者の決定

理事会は、選考委員会の推薦に基づいて、受賞者を決定する。

第7条 表彰

学会奨励賞は研究大会または総会において授与される。

第8条 改廃

本規程の改正および廃止は理事会の議決によって行う。

(2022年12月3日制定)

学会研究奨励賞推薦書（日本地方政治学会・日本地域政治学会）	
表題	
著者（被推薦者）氏名	
出版社または掲載雑誌巻号	
出版年月	
掲載頁	
著者（被推薦者）現職名	
推薦者氏名・所属	
推薦理由（800字程度）	